

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜 (後期)・学部 3 年次生特別選抜 (既修)
試験科目：公法 (憲法)

第 1 問 東大劇団ポポロ演劇発表会において警察官が立ち入ったことが問題となったポポロ事件最高裁判決 (最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁) に関して、下記の小問 1～小問 3 に答えなさい。

小問 1 ポポロ事件最高裁判決は、大学の自治の内容をどのように捉えているのかを説明しなさい。

小問 2 ポポロ事件最高裁判決は、大学が自治的に管理する施設を学生が利用することと大学の自治との関係をどのように捉えているのかを説明しなさい。

小問 3 ポポロ事件最高裁判決においては、東大劇団ポポロ演劇発表会において警察官が立ち入ったことは「大学の学問の自由と自治を犯すものではない」とされたが、それはいかなる理由によるものかを、同判決の判旨に即して説明しなさい。

第 2 問 旭川学力テスト事件最高裁判決 (最大判昭和 51 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 頁) は、「普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されないところといわなければならない」としたが、それはいかなる理由によるものかを、同判決の判旨に即して説明しなさい。

第 3 問 富山大学事件最高裁判決 (最三小判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁) は、大学における単位授与 (認定) 行為が司法審査の対象となるか否かについてどのように判断したのかを説明しなさい。